

海外におけるマネロン対策と我が国への示唆

信森毅博

tnobumori@promontory.com

不許複製 無断で一部または全部をコピー、複写することを禁じます。また、本資料に記載されている全事例に現れた個々の事象に対する評価(問題点)、解決策や改善策例につきましては弊社の意見を示すものに過ぎず、将来的な指摘を受けた際に万全な解決策・改善策を保証するものではありません。

目次

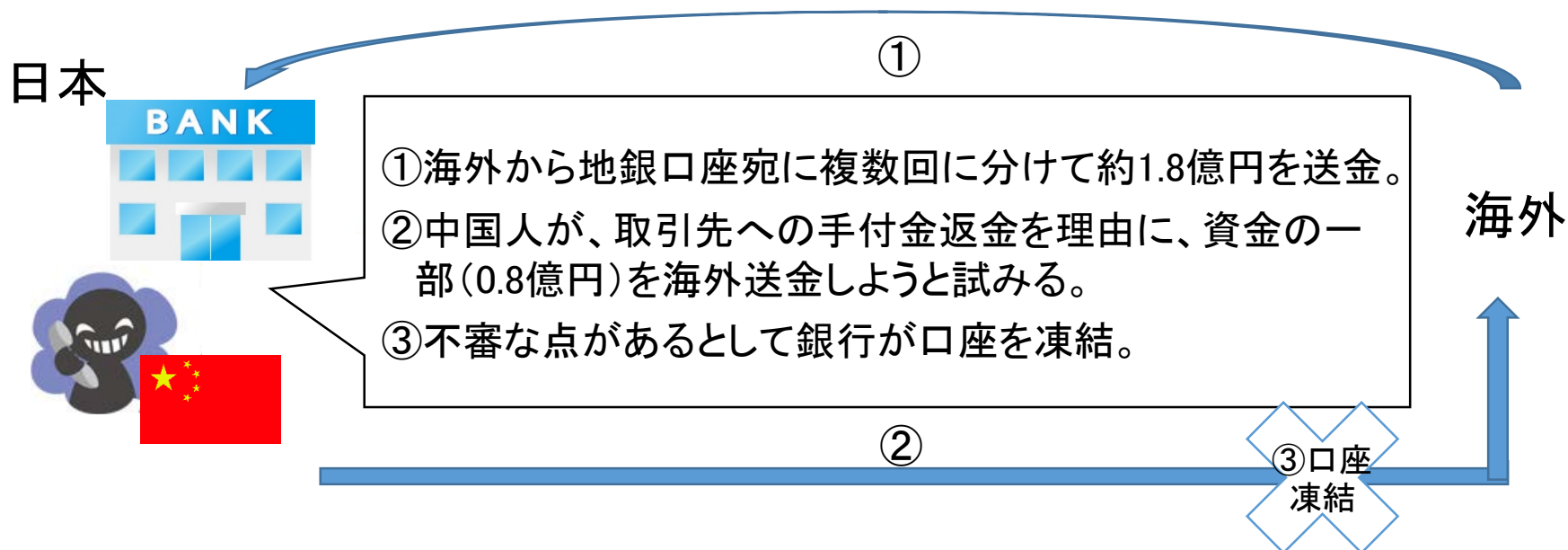
1. 誤解1ー日本はマネロンと無関係？
2. 誤解2ー従来の反社対応で十分？
3. 誤解3ー当行はFATF相互審査とは無関係？
4. リスクベース・アプローチといくつかの論点
5. 経営陣の関与に向けて

1. 誤解1ー日本はマネロンと無関係？

(1) 我が国地域金融機関がマネロンに巻き込まれた事例①

- ・中国籍の男性が、2012年、約1.8億円の犯罪収益(誘拐事件における身代金)を会社口座に送金して隠匿のうえ、マネーロンダリングを試み。

➡ 商取引に関する契約書を偽造し、銀行側に示すなどしていた。



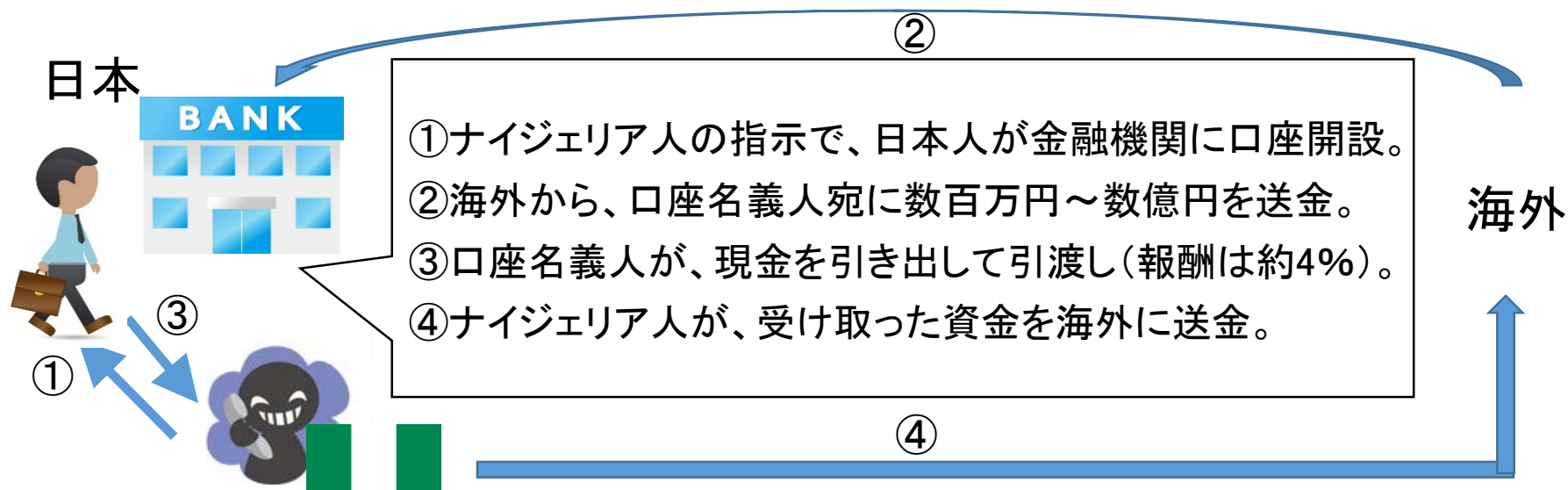
- ・2012年11月、神奈川県警は、口座残高や入出金記録などを調査のうえ、中国人の男を逮捕したと発表。

(出所)「身代金を資金洗浄か 隠匿容疑で中国人逮捕 神奈川県警」(日本経済新聞、2012年11月20日)より整理。

(1) 我が国地域金融機関がマネロンに巻き込まれた事例②

- 海外詐欺グループが、2014年～15年に掛けて、約16億円の犯罪収益を地方銀行や信用金庫の96口座に送金してマネーロンダリング。

➡ 詐欺グループは、都市銀行以外の金融機関に口座を作るよう指示した模様で、対応に不慣れな先が狙われている点に留意。



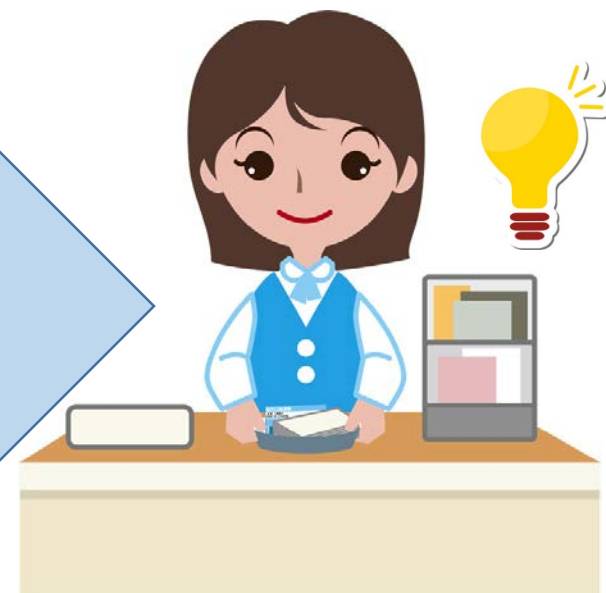
- 2017年4月、大阪府警等は、詐欺グループと協力者である日本人の総勢14名を逮捕したと発表。

(出所)「資金洗浄 地銀・信金使う 27億円の大半、不慣れな対応突く?」(日本経済新聞、2017年4月19日)より整理。

(2) 日本の金融機関のアプローチ: 窓口対応重視

店頭に滅多に
来ない顧客が
急いだ様子で
多額の海外送金
や資金引出

- ・窓口行員が顧客の様子がおかしいことに気付く(現場重視)。
- ・必要に応じて、銀行本店のコンプライアンス・チームと連携。



前提

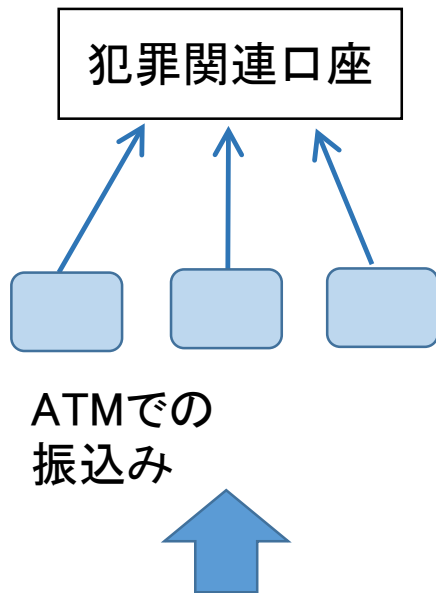
・優秀な現場職員の実務能力。

— 高い知見と長年の経験、勘に裏打ちされた察知能力で対応。

2. 誤解2ー従来の反社対応等で十分？

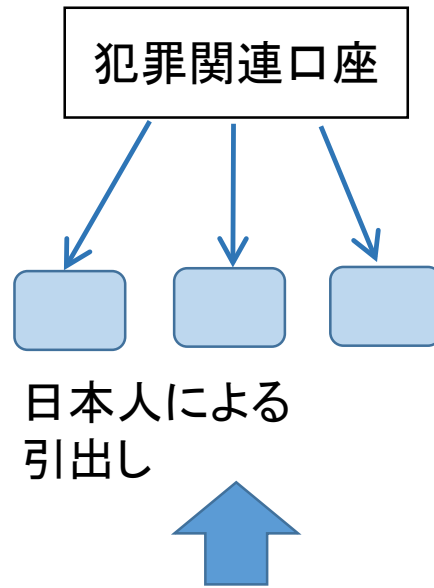
(1) 反社対応等とマネロン対応の相違(イメージ)

▼振込め詐欺



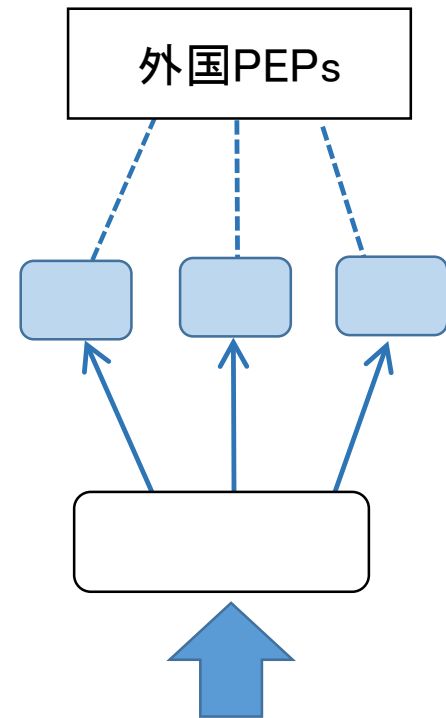
第1線で探知可能
(ただし、第2線の
関与も有益)

▼ナイジェリア事件



第1線+第2線で
探知可能

▼ストラクチャリング(次頁)



第1線では探知不可能?

(2) マネロン対応の事例：米国の場合

▼ストラクチャリングへの対応事例（架空）

・米国のある地域銀行では、

- ① マネロン専門チームを設置し、
- ② 取引モニタリング・フィルタリング・システムを通じて、異常取引がないかを監視。さらに、
- ③ 内外の情報を一元化した上でAIで分析も行い、当行からの送金最終受取口座を確認。この中で、政治腐敗で名高い国の独裁政権に近い大物政治家との関連口座に注意喚起フラグを立てる。

ある日、チーム担当者が、フラグ先口座の資金の中に当該国出身者の顧客口座から、本人確認義務の下限(1万ドル)をわずかに下回る9,999ドルの海外送金が行われていることを発見。

- ④ 当該口座からの資金移動のモニタリングを強化したところ、他のフラグ先口座へ毎週のように下限を下回る送金が繰り返されるようになったことを発見。

これらの送金について「疑わしい取引報告」を行うとともに、米政府当局の指示を踏まえて、COOをトップとする特別の監査チームが直ちに組成され、調査を開始。

(3) 米国の金融機関のアプローチ: システム対応重視

各種の取引
を金融取引
監視システムにてフォロー

- ・専担部署が取引モニタリングシステムのアウトプットを通じて、ある取引における注意喚起フラグに気付く。
- ・当該取引口座からの資金の動きの監視を強化。



サポート

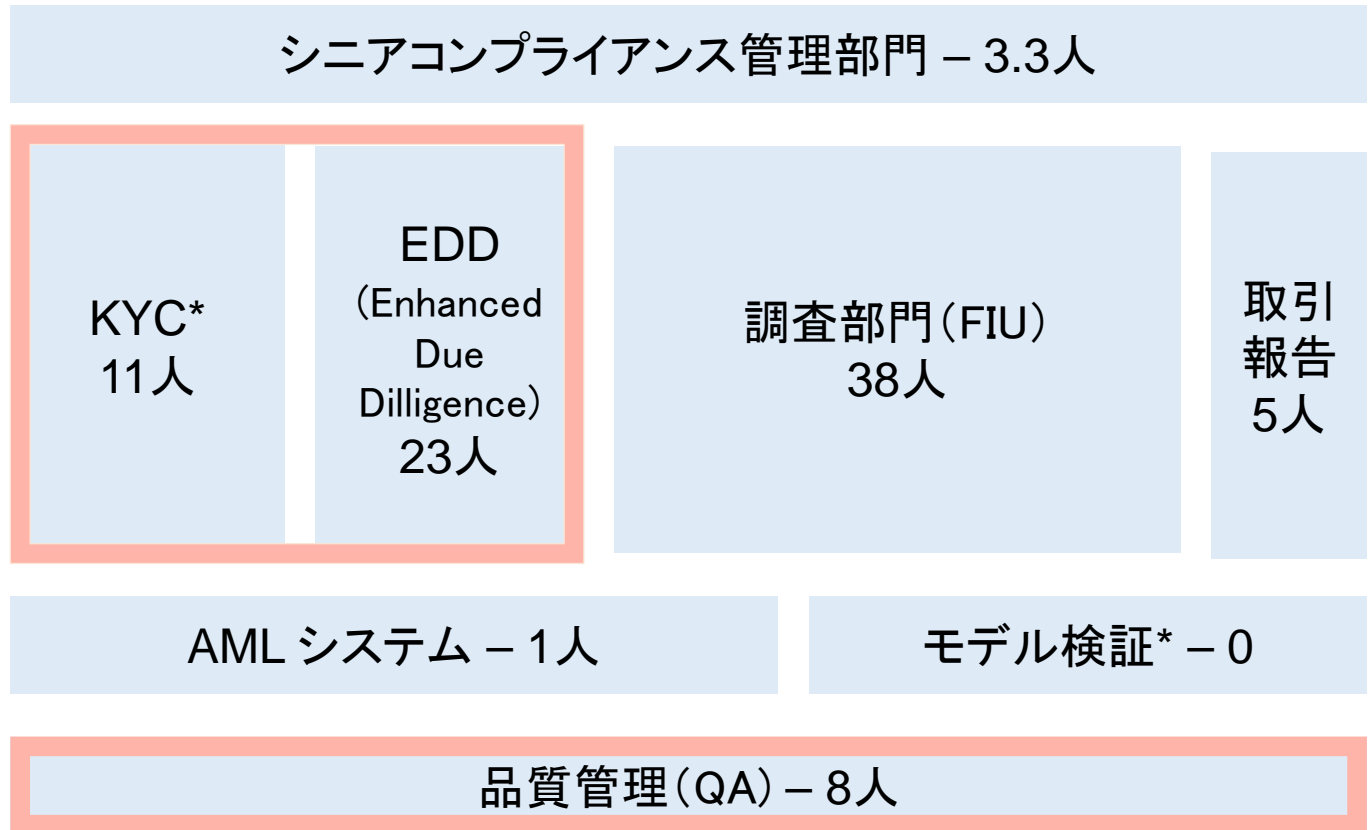
- ・本人確認 (KYC) と疑わしい取引の検知を行うインフラ構築。

——更に、顧客属性や取引の金額・頻度などの取引傾向をパターン分析し、異常値として検出し、対応する動き。

(3) 米国の金融機関のアプローチ: 第二線対応重視

米銀(米国コミュニティバンク: 資産規模250億ドル程度)の例
——AML部門の状況(ただし、大幅な改善中)

➤ 赤い四角は
KYC / CDD
基準の強化
による影響を
受ける部門



* さらに、KYC作業は、AML部門ではなく、フロント部門(第1線)で行われている。

(4) 日米の金融機関のアプローチの違い

日本のアプローチ

人手
中心

- ・第1線中心
(業務部署)
- ・コンプラ部門
等がサポート
- ・システム利用
は限定的
- ・経営課題より
事務上の問題

米国のアプローチ

システム
中心

- ・第2線中心
(AMLチーム)
- ・専担部署が現場
サポート
- ・システムを大々
的に利用(AI活
用も検討)
- ・経営課題として認
識(制裁を意識)

(出所)「本人確認と疑わしい取引の届け出、日本の金融機関は？」(法と経済のジャーナル、保井 俊之)を基に整理。

3. 誤解3－当行はFATF相互審査とは無関係？

(1) FATFの第4次対日審査におけるオンサイト対象は、現状では不明

■スケジュール（見込）*

オンサイト審査の9か月前
(2019年1月)

オンサイト審査の3か月前
(2019年7月)

オンサイト審査（約2週間）
(2019年10月)

オンサイト審査後8か月間

FATF全体会合
(2020年6月)

審査団

相互審査の開始

- ・技術的な順守状況のレビュー

- ・報告書ドラフト作成
- ・対象国と報告書に関する質問応答
- ・事前調査を通して論点特定

- ・関係者（当局、銀行など）と面談
- ・報告書ドラフト版の作成

- ・対象国と報告書に関する質問応答
- ・報告書の最終版作成

- ・対日審査報告書の付議

日本

- ・技術的な遵守状況に変動などが生じた場合の連絡
- ・内部の協力体制の構築

- ・オンサイト審査に必要な情報、データの提出
- ・報告書に対するFBの提示
- ・事務局と協議し、オンサイト審査のプログラムを確定

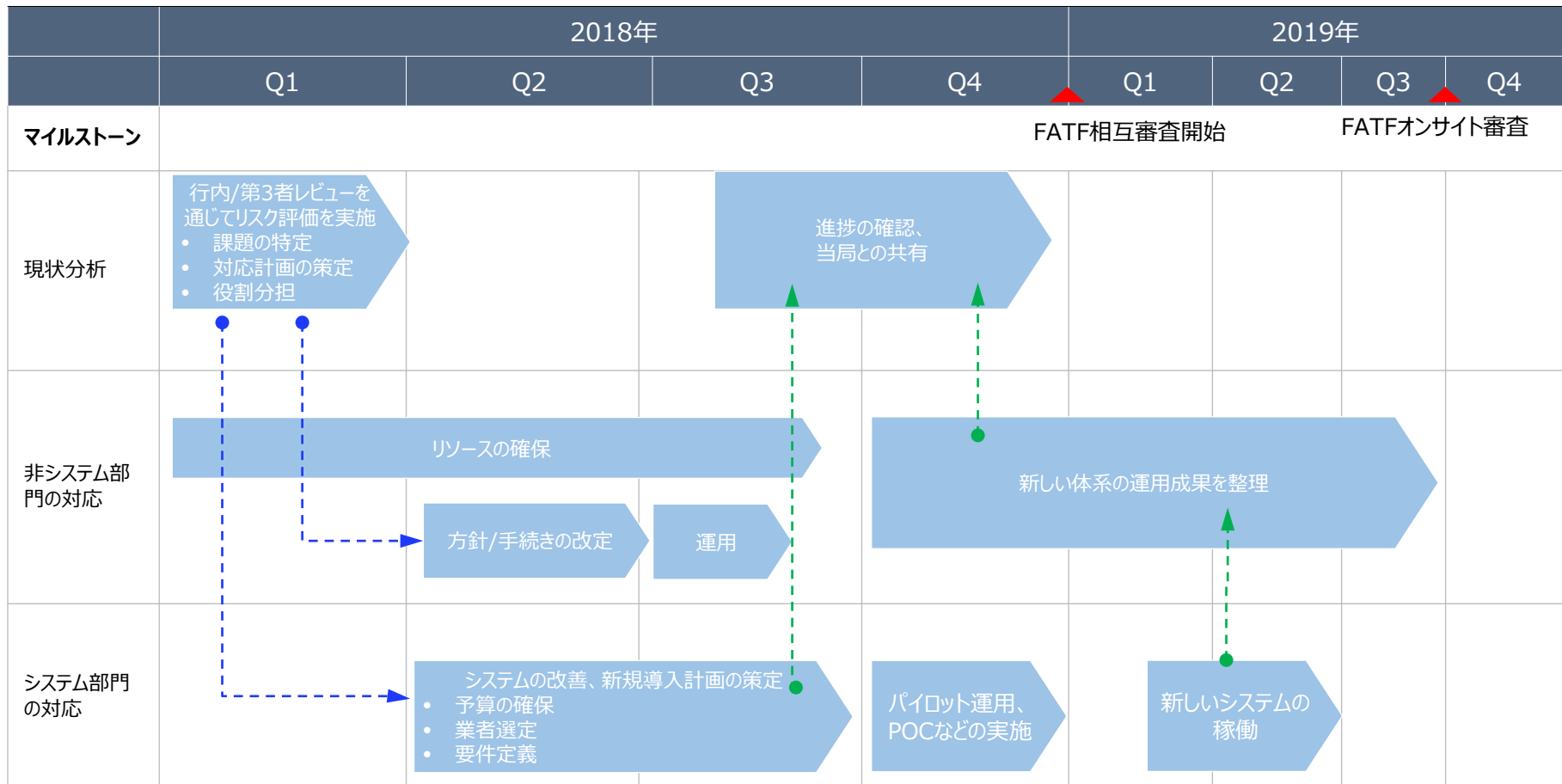
- ・対象銀行、監督機関は審査団との面談に参加

- ・審査報告のドラフト版にFBを提出
- ・審査団のコメントに対する議論の実施

*FATFの「Procedures for the FATF fourth round of AML/CFT mutual evaluations」、各種公表資料を元にプロモントリー・フィナンシャル・ジャパンが作成。

(2) 対応に向けた時間は限られている

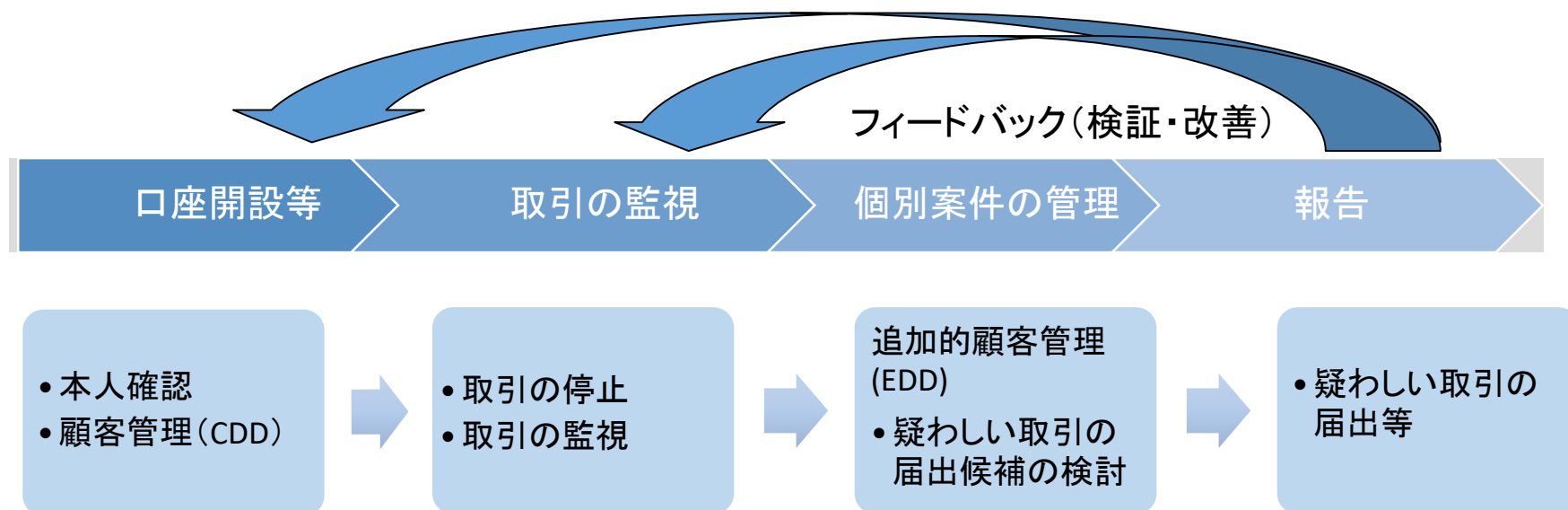
審査までには、①現状把握と課題特定、②態勢に関する改善策を立てて対応の後、③改善効果を整理する必要。



4. リスクベース・アプローチといくつかの論点

(1) リスクベース・アプローチの概要

▼顧客及び取引に関するリスクを把握し、リスクに応じた対応を行う



- 高リスク顧客・取引の監視を強化し、届出までの効率性や品質向上を図る。
- 低リスク顧客には取引時の煩わしい対応が、軽減される可能性。

(2) 米銀における対応事例(再掲)

▼ストラクチャリングへの対応事例(架空)

・米国のある地域銀行では、

- ① マネロン専門チームを設置し、
- ② 取引モニタリング・フィルタリング・システムを通じて、日々、異常取引がないかを監視。さらに、
- ③ 内外の情報を一元化した上でAIで分析も行い、当行からの送金最終受取口座を確認。この中で政治腐敗で名高い国の独裁政権に近い大物政治家との関連口座に注意喚起フラグを立てる。

ある日、チーム担当者が、フラグ先口座の資金の中に当該国出身者の顧客口座から、本人確認義務の下限(1万ドル)をわずかに下回る9,999ドルの海外送金が行われていることを発見。

- ④ 当該口座からの資金移動のモニタリングを強化したところ、他のフラグ先口座へ毎週のように下限を下回る送金が繰り返されるようになったことを発見。

(3)各論点:①AML統括責任者と専担部署の設置

マネロン対策等を所管する統括責任者及び専担者・部署(第二線)を設置し、十分な人員を配置できているか。

質問	回答欄(y/n)
AML統括責任者が任命されていない	
AML統括責任者が任命されている	

質問	回答欄(y/n)
AML要員は兼務で対応している	
AML要員は専任で対応している	

(3)各論点:②取引モニタリングやフィルタリングシステムの利用

異常取引等を検知するためのモニタリングシステムや疑わしい顧客や団体を検知するフィルタリングシステムが構築されているか？

質問	回答欄(y/n)
取引モニタリング・システム(TMS*)を利用(構築)していない	
取引モニタリング・システムを導入し、使用している	

質問	回答欄(y/n)
フィルタリングシステムを利用(構築)していない	
フィルタリングシステムを導入し、使用している	

* TMSは一般的に2タイプのシステムがある。ルールをベースとしたシステムと属性など数値の分布から異常値を見つけるタイプのシステムのことである。

(3)各論点:③検証作業における内外データの管理・活用状況

高リスク顧客に関する情報入手と、外部データ等の活用状況。

質問	回答欄(y/n)
反社会的勢力(団体)情報	
過去の犯罪者、不正口座利用者の情報	
海外PEPs*の情報	
* PEPs::Politically Exposed Persons 外国の重要な公的地位を有する者	

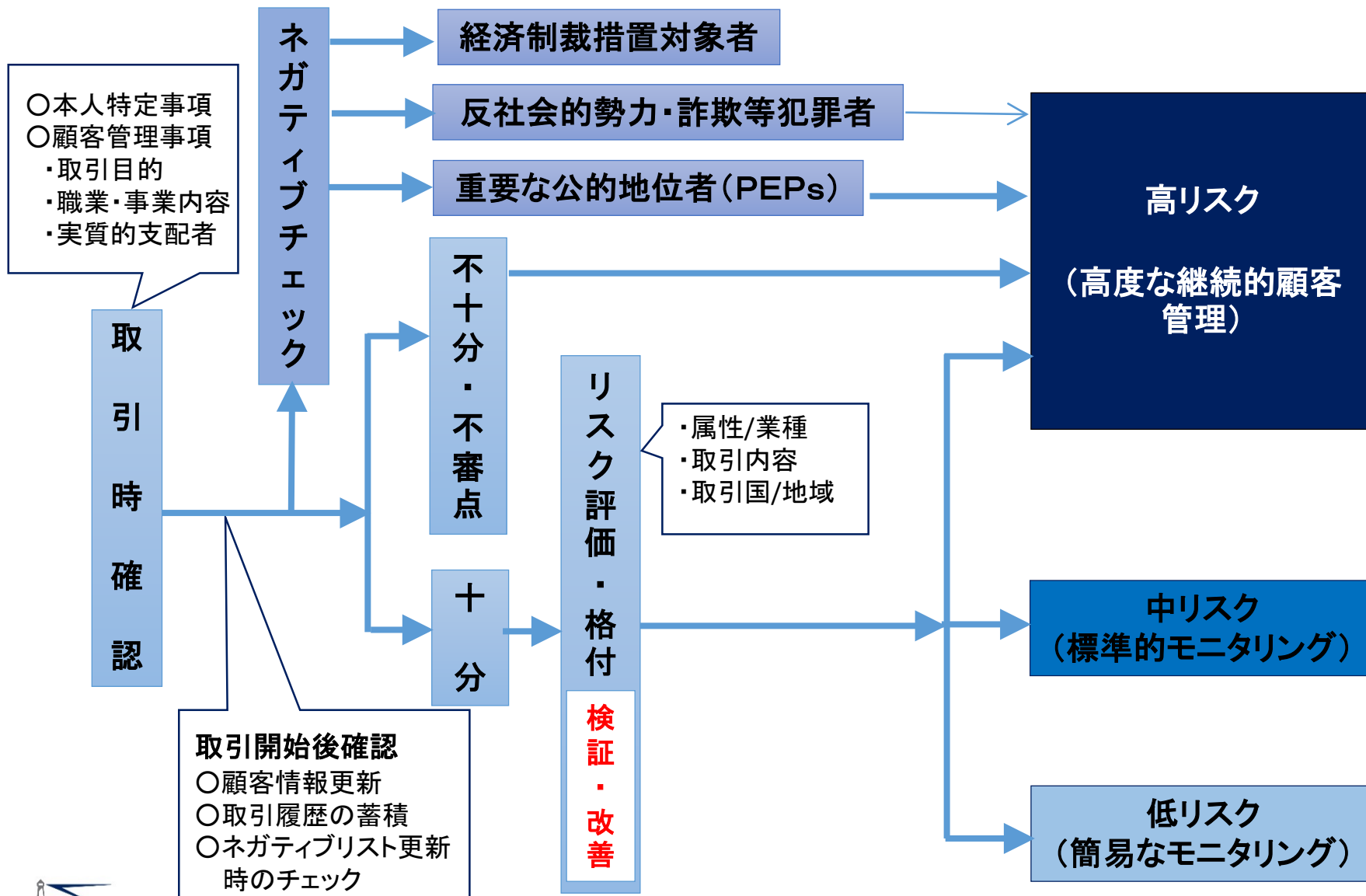
質問	回答欄(y/n)
リサーチ会社などが提供する専用データを活用している	
新聞・専門雑誌等のニュースをデータとして活用している	
SNS/音声データ等の非構造化データ*も活用している	
* 非構造化データ:各種の通信文やデジタルコンテンツ(音声、写真、映像等)など、データベース化されていない情報	

(3)各論点:④顧客管理について

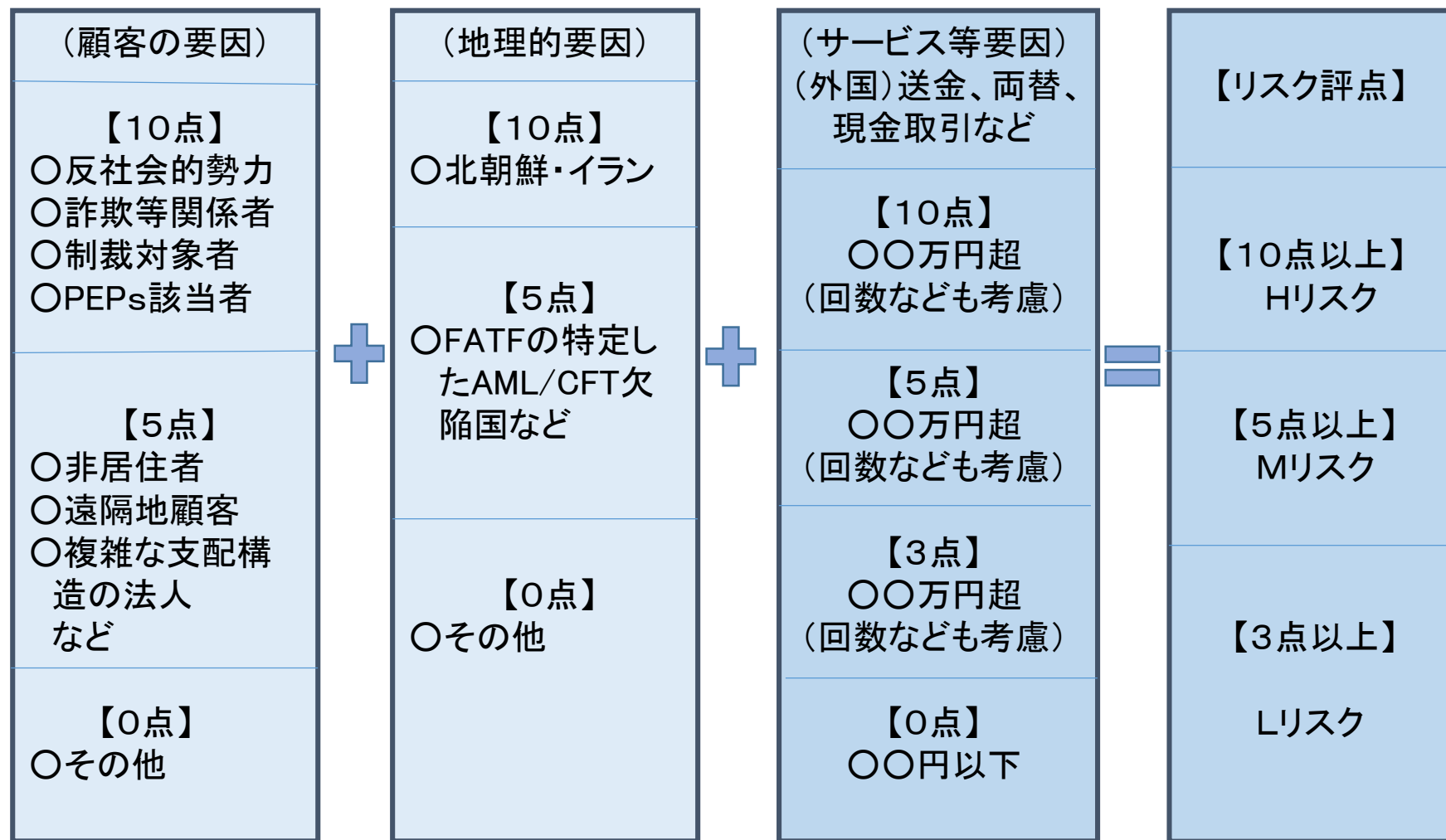
高リスクの顧客についての対応は現在どのようなものか？

質問	回答欄(y/n)
リスク高の顧客との取引は謝絶が原則	
リスク高の顧客であっても取引は継続し、通常どおり監視対象	
リスク高の顧客との取引は監視方法を強化した上で、適宜、見直し	

(4) 取引時確認・スクリーニング・モニタリングの流れ



(5) 顧客リスク格付けのイメージ



※リスク度の判定の方法は、各金融機関が工夫の必要。

——各要因を用いた算式に基づき、自動的にシステム算出する例

5. 経営陣の関与に向けて

(1) マネロン等ガイドライン(12/8日案)の留意点

- 犯収法に代わってマネロン対策の強化を図るもの
 - ✓ リスクベースアプローチの全面的な強化を要請。
 - ✓ 「対応が求められる事項」の実践はミニマムスタンダード。
 - ✓ 同時にコルレス先管理など監督指針の努力項目も義務化。

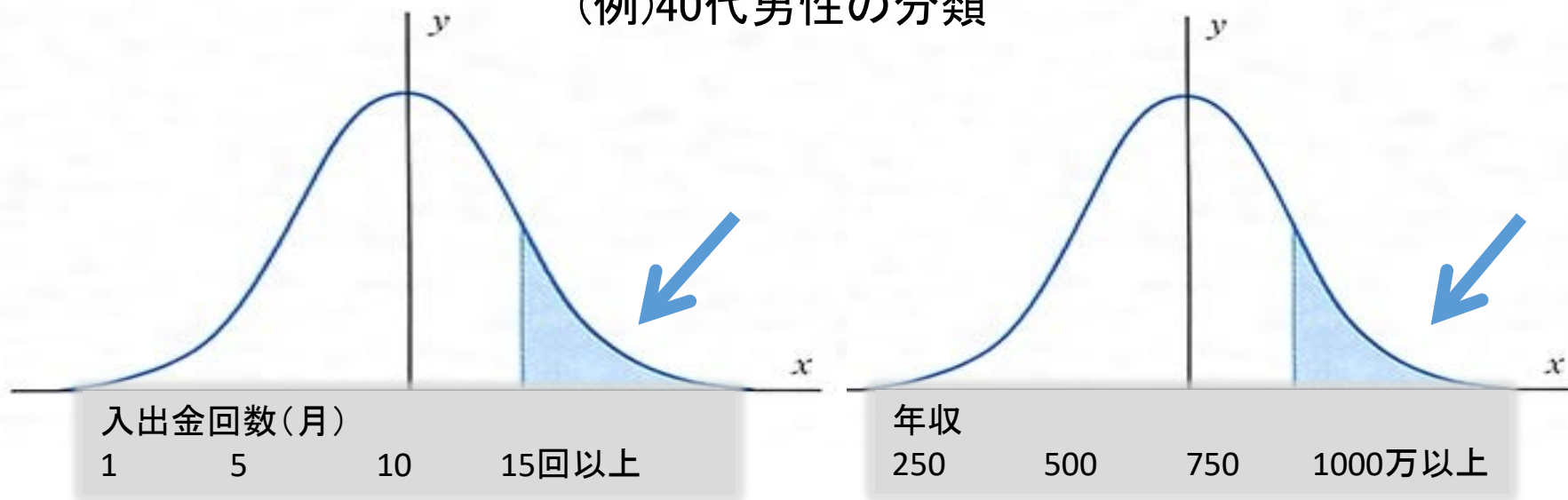
 - ガイドラインへの不十分な対応は業務改善命令の対象
 - ✓ 銀行法・監督指針と紐付けられ、行政監督上の規範化。
 - ✓ 金融庁は継続的に見直しを図りつつ、モニタリングを強化。
 - ✓ 2019年FATF対日相互審査を意識(審査対象行は不明)。

 - 経営陣の一段の関与を強調
 - ✓ 経営戦略等における重要課題として主体的かつ積極的に関与。
 - ✓ 関連部門に委ねるのではなくトップダウンで組織横断的に推進。
 - ✓ マネロン対策の研修等に自ら参加するなど、率先垂範を指摘。
- ⇒顧客の属性判定に経営陣の判断は不可欠

(2)顧客格付けと顧客セグメンテーション①

- ▼顧客属性の判断は、営業情報が有益
⇒顧客と実際に接している経営陣等の判断は不可欠。

(例)40代男性の分類



横軸が月間の入出金回数だと？

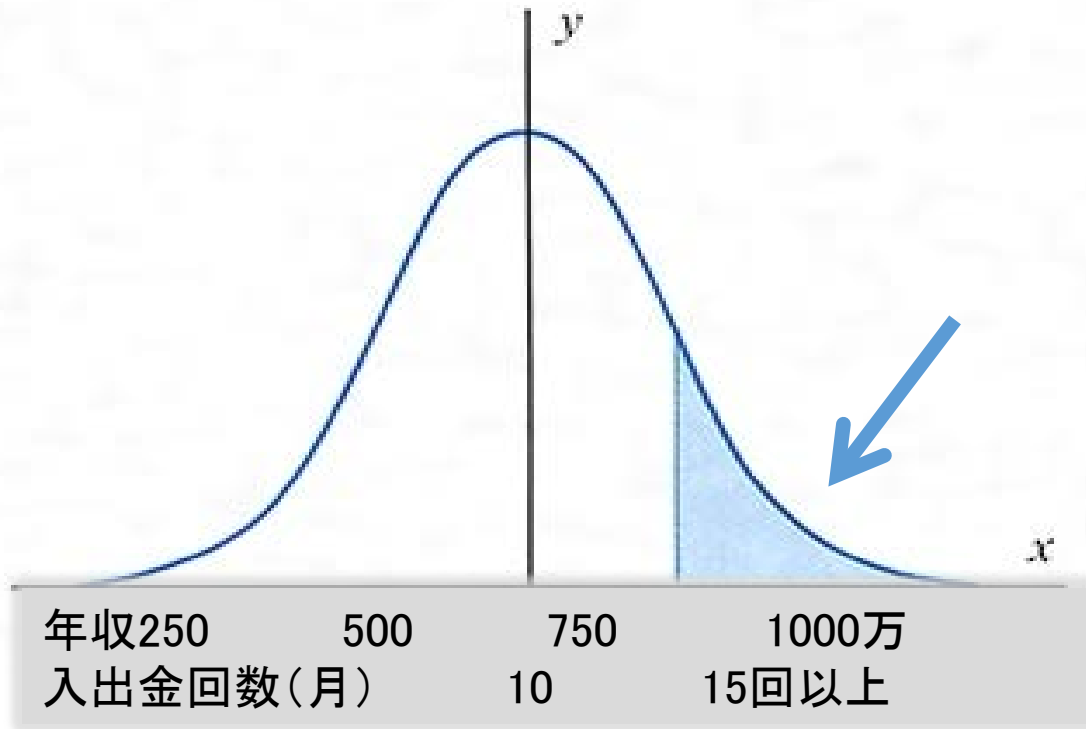
- 右側ゾーンは怪しい人物
- (厳しく監視)

横軸が年収だと？

- 右側ゾーンは将来の富裕層
- (手厚く対応)

(2) 顧客格付けと顧客セグメンテーション②

- ▼顧客のAMLリスクの判定は、顧客属性の分析と表裏
⇒データ収集・整備は顧客取引の深掘りにも必要



男性がサラリーマンだったら

男性が中古車販売店員だったら



相続？ 留学？ 投資？ 宝くじ？

送金先(国)？ 販売先(法人・個人)？ 過去事例？